

協会けんぽ加入の事業主・加入者の皆様へ

令和3年度協会けんぽの健康保険料率について

協会けんぽ和歌山支部の保険料率は、令和3年3月分(4月納付分)より下記のとおり**変更**となります。

令和3年2月分(3月納付分)まで	健康保険料率	令和3年3月分(4月納付分)から
10.14%	➔	10.11%
令和3年2月分(3月納付分)まで	介護保険料率	令和3年3月分(4月納付分)から
1.79%	➔	1.80%

※健康保険料率と介護保険料率は、労使折半となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

※任意継続被保険者の方は、令和3年4月分(4月納付分)の保険料から変更となります。

健康保険料率は都道府県ごとの医療費等に基づいて算出されているため、都道府県支部によって異なります。

健康診断や保健指導を受けて健康づくりに取り組んでいただくこと、ジェネリック医薬品を使用することなど、上手な医療のかかり方を身につけていただくこと等により、支部の医療費の上昇を抑えることができれば、保険料率の伸びを抑えることができる仕組みになっています。

お一人おひとりの健康づくりの取り組みが、保険料率の上昇を抑える大きな力になります。何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。



全国健康保険協会 和歌山支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〒640-8516 和歌山市六番丁5

和歌山第一生命ビル3階

Tel 073-421-3101(企画総務グループ)